

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務 公募型プロポーザル実施説明書

1 趣旨

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

住宅様式の変化や人口減少による木造住宅着工数の減少に伴い、奈良県産材の需要低迷に直面しているなか、住宅分野のみならず非住宅分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦を試みる意欲的な木材関連事業者に対し、コンサルタント等による支援を行うことで、奈良県産材の利用拡大に繋げていくことを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務

(2) 業務内容

仕様書に記載のとおり。

(3) 委託上限額

4,997,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加禁止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てを

していない者であること。

- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q7」（役務の提供／諸サービス）で登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。
- 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）
TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）
- (7) 中小企業等経営強化法に基づき国に認定された経営革新等支援機関で、過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に木材関連事業者（建築物に使用する製材や集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者）に対して、コンサルタント支援業務の履行実績を有していること。

5 提出書類

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

(1) 参加申込書類

- ①参加申込書（様式1-1）
- ②事業者概要書（様式1-2）
- ③コンサルタント支援業務の実績（様式1-3）

過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に木材関連事業者（建築物に使用する製材や集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者）に対して、コンサルタント支援業務を履行した実績を記載し、実績を証する契約書等の写しを添付すること。また、業務内容がわかるもの（仕様書等）があれば添付すること。

- ④中小企業等経営強化法に基づき国に認定された経営革新等支援機関であることを証する書類

(2) 企画提案書類

- ①企画提案書（様式2-1、様式2-2）

作成については、「11 企画提案書の作成等について」を参照のこと。

- ②見積書（任意様式）

作成については、「11 企画提案書の作成等について」を参照のこと。

6 説明会

実施しない。

7 参加申込書類の提出

(1) 提出期限

令和6年7月4日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、「17 書類等提出先・問い合わせ先」宛提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。

郵送する場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）により通知すること。

(3) 提出書類、提出部数等

①5の（1）で示す書類を提出するものとする。

②参加申込書類の用紙はA4版とすること

③参加申込書類の提出部数 各1部

(4) 参加申込書の作成に関する質問の受付および回答

①質問受付期限

令和6年6月27日（木）の午後5時（必着）

②提出方法

質問票（様式3）により「17 書類等提出先・問い合わせ先」宛FAXにより提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。メール、電話、来訪等による質問は受け付けない。

④質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和6年7月2日（火）までに「奈良県 県産材利用推進課ホームページ」上にて公開する。

8 選定、非選定の通知

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を有すると確認された者を企画提案書の提出を依頼する者として選定する。

(1) 通知方法

参加申込書を提出した者には、選定または非選定の通知をする。このうち、選定する者に対しては企画提案書の提出を書面により依頼し、非選定の通知をした者に対してはその理由を書面により通知する。

(2) 非選定理由の説明請求

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を求められることができる。

非選定理由の説明請求は任意様式によるものとし、受付方法は持参又は郵送とする。

非選定理由の説明は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内の消印で郵送する。

9 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年7月10日（水） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式3）により「17 書類等提出先・問い合わせ先」宛 FAXにより提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。メール、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

令和6年7月12日（金）までに、全質問に対する回答を企画提案書の提出を依頼した者に対し、電子メールにて通知する。

10 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和6年7月18日（木） 午後5時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、「17 書類等提出先・問い合わせ先」宛提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。

郵送による場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であつても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）により通知すること。

(3) 提出書類、提出部数等

①5の（2）及び11で示す書類を提出するものとする。

②企画提案書類の用紙はA4版とすること。

③企画提案書類は、簡潔かつ明瞭に記載すること。

④企画提案書類の提出部数 各6部（正本1部、副本5部）

なお、副本（見積書を含む。）については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。

11 企画提案書の作成等について

企画提案書は、様式2-1を表紙として、様式2-2に示す項目に沿って作成すること。

様式2-2は、A4版10枚以内とし、縦横は自由とする。

(1) 提案内容

①業務概要

業務の目的を達成するための全体イメージ及び方針等の概要を記載すること

②支援業務の提案

- ア 本業務の目的を踏まえ、支援事業者へのヒアリングの項目、方法などを記載すること
- イ 経営・営業データの分析方法やその考え方について記載すること
- ウ 課題解決に係る活動・支援計画(案)の策定にあたり、非住宅分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓に向けて、取り組むべき具体的な内容、取組方法等について記載すること。
- エ 業務遂行のフロー図と、スケジュール表を提出すること。

③実施体制

- ア 業務を実施するにあたっての人員配置や業務分担、県との連絡体制について記載すること。配置する人員については、総括責任者を選任するとともに、委託業務を適切に遂行することができる主任担当者（常勤・非常勤は問わない）を、総括責任者とは別に、少なくとも1名は配置することとし、同種業務における経験や実績についても記載すること。
- イ 販路拡大等の支援を実施するうえで、木製品の販売や仕入れ若しくはプレカット加工を行う事業者及び木造建築を設計・施工する工務店等の事業者との連携体制についても具体的に記載すること。

④業務実績

過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に木材関連事業者（建築物に使用する製材や集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者）に対するコンサルタント支援実績について3件まで記載すること。事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓に係るコンサルタント支援を実施した場合は、その旨を明記すること。

（コンサルタント支援業務の実績が複数あり、事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓の支援業務がある場合に優位に評価）

(2) 見積書（任意様式）

- ①業務委託期間において要する経費の内訳を明記した見積書を作成すること（任意様式）。
- ②宛先は「奈良県知事 山下 真」とすること。
 - ・作成にあたっては可能な限り内訳ごとに単価×数量で算出し、金額の根拠を明確にすること。
 - ・押印省略は可能。但し、押印を省略する場合は責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

12 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

- ①審査は、県が別途設置する令和6年度奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託に係る事業者選定評価委員会において、提出された企画提案書等の書面、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査を行い、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。総得点が同点の場合は、企画提案力の得点・業務遂行力の得点・見積価格の得点の順に高得点の者を上位とする。ただし、総得点が6割未満の提案を行った者は受託者として特定しない。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年7月23日（火）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に通知する。

③提案者が2者に満たない場合は、評価基準による評価点が6割以上であり、かつ、契約の相手方として適当であると審査委員会で承認されなければ特定することができない。その場合、奈良県環境森林部請負業者等選定審査会の承認を経て、受託者を特定するものとする。

(2) 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目・評価基準は以下のとおり。

評価項目		評価基準	配点
企画提案力 配点 50点	① 業務の理解度	業務の目的を的確に捉え、理解したうえで、的確な方針・方法を示している場合に優位に評価	5点
	② 支援業務の提案	支援業務の内容や方法が具体的に明記されており、実現可能で妥当なものとなっているか。課題を解決するための具体的で実行性が高い場合に優位に評価	45点
業務遂行力 配点 40点	③ 実施体制	県及び関係機関との連絡体制、木製品の販売や仕入れ若しくはプレカット加工を行う事業者及び木造建築を設計・施工する工務店等の事業者との連携体制が十分に構築されている場合に優位に評価	25点
	④ 業務実績	木材関連事業者(建築物に使用する製材や集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者)に対して、コンサルタント支援業務の実績が複数あり、事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓の支援業務がある場合に優位に評価	15点
見積価格 配点 10点	⑤ 見積価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である場合に評価	10点
合計			100点

(3) 審査結果

企画提案書を提出された全事業者あてに書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 審査結果の公表

審査結果について、奈良県ホームページ等の公表手段により公表するものとする。

13 契約の締結

(1) 契約の締結

①契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を

受託者として、同様の手続きを行うこととする。

②契約の保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付することとする。ただし、契約者が奈良県契約規則第19条第1項の各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

③委託費の支払い

委託費は、事業完了後、県が検査を行い、適正と認められた場合支払うこととする。

④成果物に関する知的財産権等の取扱い

本事業に関する著作権その他の権利は、すべて県に帰属するものとする。

⑤契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示する。

14 契約の不締結

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。

15 契約の解除

契約締結後、受託者について13の（1）から（8）までのいずれかに該当する事由があると認め

られるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとする。

16 その他留意事項

- (1) 事業者選定にあたり、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。ただし、本プロポーザルの係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

17 書類等提出先・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県環境森林部 県産材利用推進課 生産・需要拡大係（県庁分庁舎5階）

TEL 0742-27-7476（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-1070